

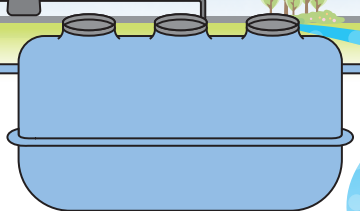
浄化槽をお使いの皆様へ

7月1日から
スタートしました。

浄化槽の維持管理は 一括契約が便利です

浄化槽とは微生物を利用して
水洗トイレや台所などの汚水を
きれいにする設備のことだよ。

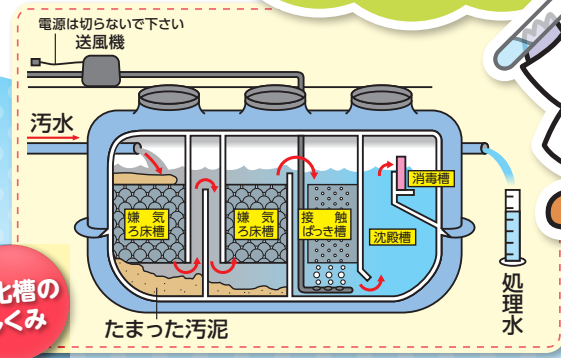
我が家のちいさな
下水処理場だね！



浄化槽のマンホール部分



送風機



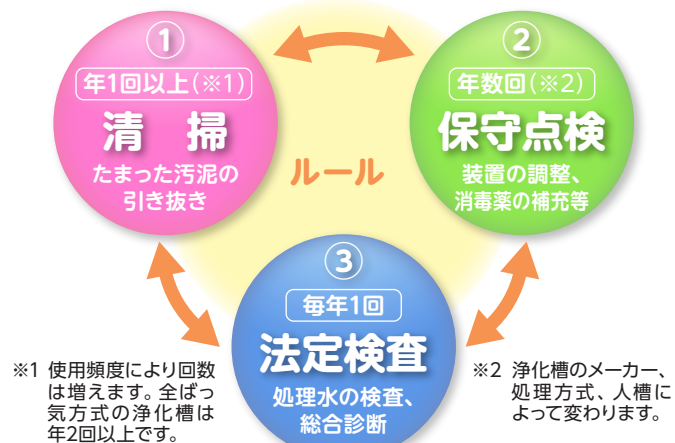
浄化槽の
しくみ



維持管理とは…次の3つのことです

浄化槽をお使いの方には、

①②③が法律で義務付けられています。



①清掃 ②保守点検 ③法定検査 の3つを

きちんと行わないと故障により多額の費用がかかったり悪臭で近所に迷惑をかけることがあるんだよ。維持管理はとても大切なんだね。



埼玉県のマスコット
「コバトン」

一括契約とは

①清掃 + ②保守点検 + ③法定検査

3つの委託(依頼)を1つの契約で行うことです。

一括契約のメリット

浄化槽が常に良好な状態となるよう、清掃業者又は保守点検業者が窓口となって、①清掃 ②保守点検 ③法定検査の3つを総合的に管理します。

浄化槽を故障なく長く使用できることにつながります。

一括契約の手続きは

現在、委託(依頼)している清掃業者又は保守点検業者の方に直接お尋ねください。

教えて 浄化槽の維持管理



Q1 保守点検業者が定期的に点検に来ています。それでも「法定検査」を受けないとダメですか。

A1 「法定検査」も受ける必要があります。

「保守点検」とは、浄化槽の機能を発揮させるための装置の調整、消毒薬の補充といった作業をいいます。

「法定検査」では、浄化槽の総合的な診断を行い、処理水がきれいになったことを確認します。

浄化槽を使用している皆さんご自身が、浄化槽や処理水の状態を把握していただくためのものです。

法定検査の結果通知書については、現在委託（依頼）している保守点検業者や清掃業者に見せて、保守点検や清掃の作業に活用してもらうようにしてください。

Q3 清掃は年1回以上必要ですか。

A3 必要です。

浄化槽の中には汚水の汚れを食べる微生物がいます。

浄化槽を使っていると、徐々に微生物の死がいなど（汚泥と呼んでいます）が増えて、槽内にたまってきます。

汚泥がたまってくると、浄化槽としての機能が発揮されなくなり、悪臭の発生などで近所に迷惑をかけることがあります。

臭いが感じられない場合でも、汚泥を引き抜かないでいると、浄化槽の中で固まってしまう、取り除くのに多額の費用を要することがあります。

Q2 法定検査の料金はいくらですか。

A2 家庭用の浄化槽（10人槽以下）で5,000円（非課税）です。

アパート、事業所などの11人槽以上の場合には、検査機関にお問い合わせください。

検査機関

（一社）埼玉県環境検査研究協会

本 部 048-649-5151

西部支所 049-284-2911

Q4 一括契約をすると、これまでと何か変わるのですか。

A4 浄化槽をより良い状態で使用でき、長持ちさせることができます。

清掃業者又は保守点検業者が窓口となって、浄化槽が常に良好な状態となるよう、清掃、保守点検、法定検査の実施時期等を定めて、総合的に管理を行います。

通常は「A1」でお答えしたとおり、浄化槽使用者が法定検査の結果通知書を保守点検業者や清掃業者に提示します。

一括契約の場合は、契約に基づき自動的に法定検査の結果や保守点検、清掃の状況といった情報が業者間で共有化され、それぞれの業務に活かされるようになります。

その結果、浄化槽の機能が常時発揮されるとともに、故障なく長く使用できることにつながります。



子どもたちにきれいな川を引き継ぐため、
浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

お問い合わせ先

新座市 環境対策課

☎ 048-424-2621

埼玉県 水環境課 浄化槽・川の国広援団担当

☎ 048-830-3083

